

カーボンニュートラル行動計画フォローアップ専門委員会  
の設置について（案）

令和 5 年 6 月 26 日  
地球環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会地球環境部会に、議事運営規則第 9 条の専門委員会として同部会に置かれている低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会を改組し、カーボンニュートラル行動計画フォローアップ専門委員会を置く。
2. カーボンニュートラル行動計画フォローアップ専門委員会は、カーボンニュートラル行動計画に参加している各業種の目標達成状況、対策技術導入効果、国際比較等及び政府実行計画の実施状況について、技術的専門的観点からの調査を行う。
3. カーボンニュートラル行動計画フォローアップ専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。